平成２４年（フ）第１１９４号
広島市佐伯区美鈴が丘西３丁目３番２号
債務者　赤木　克士
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２０号
広島市西区井口台３丁目19番１号
債務者　荒巻　次郎
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂本　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２３号
広島市西区高須台５丁目９番10―101号
債務者　中本　憲治
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　浩生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３号
宮城県栗原市金成姉歯小沢田31番地
債務者　曽根　直美
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
兵庫県伊丹市南町２丁目３番22―408号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町２丁目29番16号
債務者　吉田　玲子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１６４号
京都市伏見区横大路下三栖城ノ前町82番地１レ・タン・ドゥ・ラ・メールＣＫＩ601
債務者　小野　貴弘
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　政子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
大阪府貝塚市地蔵堂87―１ハイツ山本Ｂ棟201　東原方、住民票上の住所大阪府岸和田市小松里町2076番地
債務者　田中　茂光
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
北海道留萌市寿町３丁目16番地の８
債務者　島崎　勝敏
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８号
宮城県石巻市中島字屋敷入畠中10番地、前住所宮城県石巻市蛇田字中埣59番地６
債務者　高橋　　浩
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
佐賀市鍋島町大字蛎久1484番地２
債務者　於保　南生
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　弘志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
佐賀市鍋島町大字蛎久1484番地２
債務者　於保美惠子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　弘志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
佐賀市諸富町大字寺井津225番地
債務者　西村　成章
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東島　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５４号
三重県桑名市多度町香取331番地５
債務者　鷲野　勝彦
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　伊仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
大阪府羽曳野市野々上４丁目６番６号、前住所大阪府羽曳野市伊賀３丁目４番11号
債務者　山角　拡樹
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
兵庫県芦屋市岩園町23番45―206号
債務者　藤井　憲和
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３５３号
宮崎県児湯郡川南町大字川南11821番地
債務者　山下　政則
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成見　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４２号
釧路市春採２丁目13番４号
債務者　蝦名　寿也
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
釧路地方裁判所